平成２５年（フ）第２８号
山形県酒田市新橋２丁目７番地の17ホメリア103号
債務者　佐藤　　薫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２５年（フ）第４１号
群馬県太田市下田島町1243番地159、旧住所群馬県太田市下田島町1559番地５
債務者　岩﨑　　裕
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２５年（フ）第３７号
新潟県阿賀野市外城町３番13号
債務者　渡邊　道夫
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
新潟地方裁判所新発田支部

平成２５年（フ）第１７３号
愛知県江南市野白町野白157　メゾンノバク302号室、住民票上の住所愛知県江南市赤童子町福住92番地
債務者　浅井　克子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３２号
福岡県大川市大字大野島2644番地１
債務者　本田　　聡
1　決定年月日時　平成25年６月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２５年（フ）第１１０号
鹿児島県鹿児島市若葉町４番10号
債務者　田中謙太郎
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４０号
鹿児島県鹿児島市西千石町16番22―401号
債務者　田口　貴子
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第１４９号
鹿児島県いちき串木野市東島平町225番地奥田マンション204
債務者　道岡　正和
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月８日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第８７号
茨城県石岡市国府７丁目17番38号清水住宅３号棟
債務者　荒井　君子
1　決定年月日時　平成25年６月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２５年（フ）第２１４号
大分市けやき台３丁目2210番地の23
債務者　波津久由利子（旧姓堀）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月９日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第３４２号
仙台市青葉区川平２丁目11番27号　ベルパーク川平Ｖ番館201
債務者　牧田　雅至
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第７号
秋田県由利本荘市鳥海町上笹子字川合35番地３
債務者　鈴木　達哉
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第１１号
秋田県にかほ市平沢字清水48番地14
債務者　伊藤　香織（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年６月11日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
秋田地方裁判所本荘支部

平成２５年（フ）第６号
福島県相馬市黒木字高池160番地
債務者　星　富美子
1　決定年月日時　平成25年６月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２５年（フ）第１５２号
茨城県笠間市鴻巣239番地３　友部住宅３号
債務者　立花　知美
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１５７号
茨城県桜川市岩瀬743番地８　リバティハウス102
債務者　保坂　　康
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１８８号
茨城県水戸市見川１丁目７番地の23　ハイツ桜Ｂ棟102号
債務者　大瀧　和夫
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
水戸地方裁判所

平成２５年（フ）第１９８号
茨城県東茨城郡大洗町桜道46番地　パロンなかや201号室
債務者　桶田　雅輝
1　決定年月日時　平成25年６月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月12日まで
水戸地方裁判所